

浜岡原子力発電所の原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項において準用する附則第4条第1項の規定に基づく届出についての確認結果

(届出概要)

1. 届出者及び届出年月日等

届出者：中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾
届出年月日等：令和2年 4月 1日
(本原原発第2号)

2. 発電所の名称及び所在地

名称：浜岡原子力発電所
所在地：静岡県御前崎市佐倉

3. 届出内容

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第11号に掲げる事項（発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）

(確認概要)

1. 確認内容

本届出に係る確認においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）、実用発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（令和元年12月25日原子力規制委員会決定。以下「品質管理基準規則解釈」という。）並びに発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。（以下「運用ガイド」という。）を用いて、届出された内容が、法第43条の3の6第1項第5号に掲げる基準に適合するかどうかについて、中部電力株式会社から事前に聴取を行った届出を予定する内容も踏まえて確認した。

2. 基準への適合性

法第43条の3の6第1項第5号に掲げる基準への適合性について、以下のとおり、同号の規定に基づき定められた品質管理基準規則に適合することを確認した。

本届出では、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備として、品質マネジメントシステム、経営責任者等の責任、資源の管理、個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施並びに評価及び改善に関する事項が記載されている。

品質管理基準規則において新たに要求した事項であるリスクを考慮したグレード分け、全ての階層の管理者のリーダーシップ、試験・検査を行う者の独立の確保、一般産業用工業品の管理要求、不適合及び是正処置の見直し等に関するものを、これまでの規制制度により構築されている品質管理に必要な体制に取り入れていることから、品質管理基準規則に規定する要求事項全てに対応した内容となっている。

3. 処理意見

本届出に係る事項（法第43条の3の5第2項第11号）は、同法第43条の3の6第1項第5号に掲げる基準に適合すると認められる。